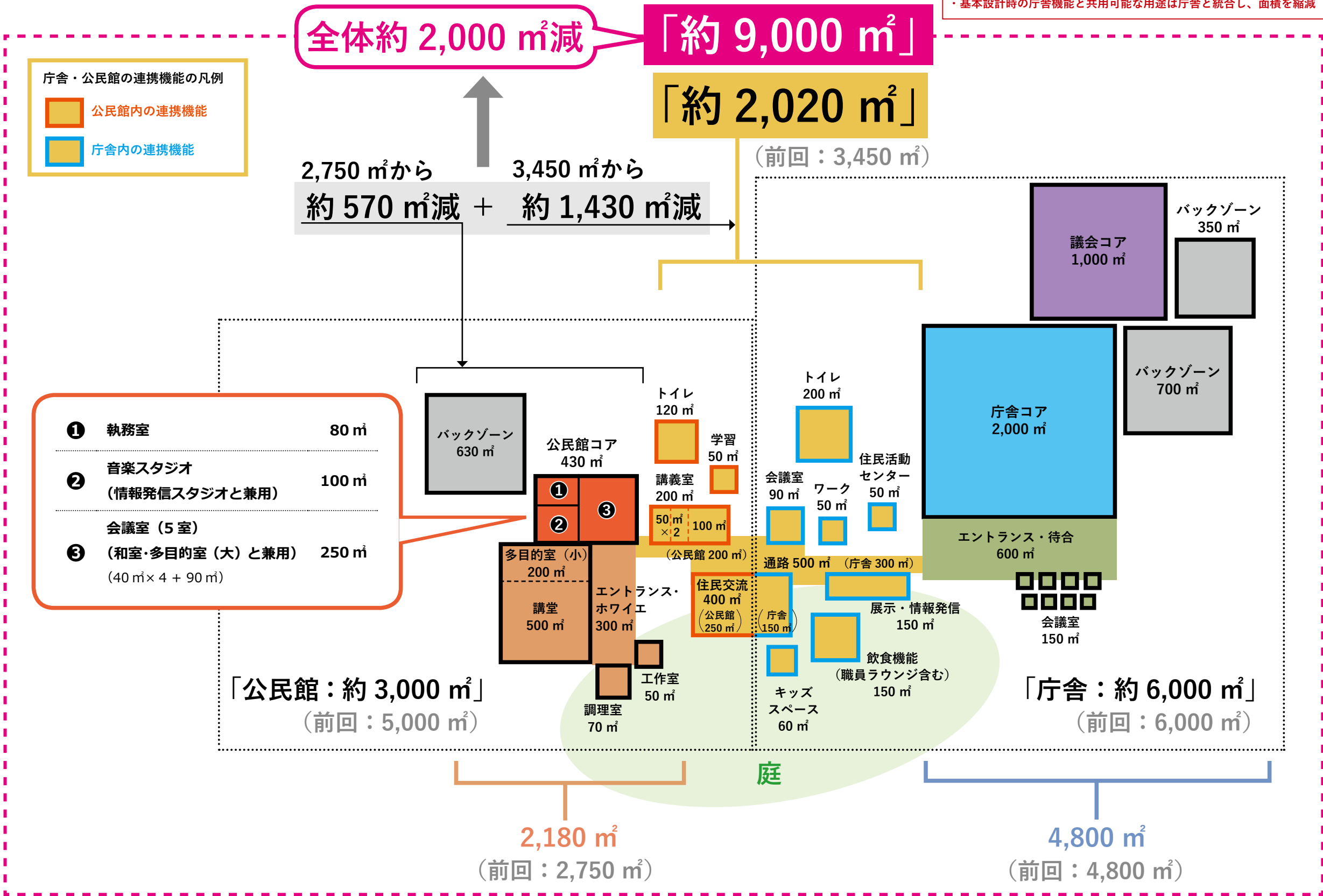


施設規模の検討 2

第 11 回推進委員会で示した「施設規模の検討 1」をベースに公民館機能拡充施設に必要な機能の再精査と庁舎と連携・共用可能な機能を整理しました。
その結果、**全体面積は約 9,000 m²**となり、見直し方針当初の約 11,000 m²から約 2,000 m²の縮減が可能であると考えます。
(以後、公民館機能拡充施設を「公民館」と記載します)

- 【公民館機能の基本方針からの変更点】
- ・和室（4 室）と多目的室（大）は会議室と兼用
（和室利用の場合は、移動量などの移動什器での対応を想定）
（多目的室は移動間仕切りを全てオープンにする）
 - ・情報発信（スタジオ）は音楽スタジオ機能と兼用
 - ・各室の規模を精査
 - ・基本設計時の庁舎機能と共用可能な用途は庁舎と統合し、面積を縮減



Scale=1:1,000